

信託法学会シンポジウム『民事信託・商事信託の現代的課題』

【民事信託の現状と課題】コメント・レジюме

2021年6月13日

中央大学研究開発機構教授 新井 誠

I. 信託業法適用信託＝商事信託

受託者＝信託業者

II. 信託業法不適用信託＝民事信託

受託者＝非信託業者 信託業者による（信託）事務サポート

アンバンドリング（unbundling 分解）機能の付与

III. 信託業法不適用信託＝民事信託

受託者＝非信託業者、信託業法施行令1条の2第2号

擬制信託（constructive trust）の認定

IV. 信託業法不適用信託＝民事信託

受託者＝非信託業者

信託概念濫用の危険性大